

社長の責任の整理

原子力発電所の事故により、社長の刑事上または民事上の責任が問われる場合における主な要件は以下のとおり。

<刑事責任>

(業務上過失致死傷罪等)

- ✓ 予見可能性 危険な事象の発生が予想できたこと
- ✓ 結果回避可能性 予見した事象に対し、その事象が発生する前にその発生を回避できたこと

<民事責任>

(会社に対する善管注意義務違反、第三者に対する損害賠償責任)

- ✓ 危険な事象の発生を基礎づける重要な事実関係・情報を把握していたこと
- ✓ 著しく不合理な判断をおこなったこと(故意・過失により事象の発生回避を怠ったこと)

これらを要約すると

- ① 危険な事象の発生が予見されるような情報を収集し把握すること
- ② その事象が発生することを回避するために対処すること

の2点(内部統制システムの構築・運用を通じて実施するものを含む)において社長は義務を負っていると考えられる。

- 今回の原子力リスクに関する業務フローの検討にあたっては、社長が責任を果たすという観点から記載すべき事項を具体化し、保安規定の条文を検討した。さらに検討した条文は、当社のマニュアルとの関連を整理した。整理にあたっては、当社が定める「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に基づき実施した。

重要なリスク情報入手時の対応マニュアルの構成

目次

I 総則	1
1 本マニュアルを適用する業務範囲	1
2 本マニュアルの目的	1
3 準拠法令等	1
4 関係するマニュアル	1
5 用語の定義	2
6 責任と権限	4
II 重要なリスク情報入手時の対応事項	6
1 リスク情報収集	6
2 リスク情報を速やかに報告	7
3 リスク緩和措置の実施	8
4 追加措置の実施	9
5 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応	10
III その他共通事項	11
1 重要なリスク情報入手時の対応の有効性評価	11
2 記録の管理	11
添付-1 特徴整理シート	12
添付-2 RIDM オプションシート	14
添付-3 RIDM において考慮すべき原則	15

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
<p>① 危険な事象の発生が予測されるような情報を収集し把握すること</p>	<p>・業務フロー（マニュアル）を定めさせ、リスクの管理を確実にする。</p>	<p>第3条 品質マネジメントシステム計画</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>～中略～</p> <p>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</p>	<p>・「原子力リスク管理基本マニュアル」において、重要なリスク情報に関する業務は、「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に基づき実施することを定めている。</p> <p>・リスク情報に関する業務フローは、以下の通り実施することを「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に定めている。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載																																																		
			<p>・業務フローに応じた責任者及び役割は次の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務ステップ</th> <th style="width: 25%;">責任者</th> <th style="width: 60%;">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) リスク情報収集</td> <td>知見収集箇所 GM^②</td> <td>① リスク情報を収集 ② 収集したリスク情報が「重要なリスク情報」に該当するかの判断</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2) リスク情報を速やかに報告</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>③ 重要なリスク情報を速やかに自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告</td> </tr> <tr> <td>原子力安全 GM</td> <td>④ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当^④</td> <td>⑤ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認 ⑥ 重要なリスク情報を速やかに社長及び原子力・立地本部長へ報告</td> </tr> <tr> <td>社長^④</td> <td>⑦ 即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集を指示</td> </tr> <tr> <td>対策立案実施箇所 GM^⑥</td> <td>⑧ 即時実施事項の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) リスク緩和措置の実施</td> <td>対策立案実施箇所 GM</td> <td>⑨ リスク緩和措置の立案、実施</td> </tr> <tr> <td>原子力安全 GM</td> <td>⑩ リスク緩和措置の立案要件^⑦の整理、立案した措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当 社長</td> <td>⑪ リスク緩和措置を社長に提案 ⑫ リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由^⑧により損なわれないことがないよう、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 追加措置の実施（知見補充計画）</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>⑬ 知見補充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当</td> <td>⑭ 知見補充計画を社長に提案</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(4) 追加措置の実施（追加情報収集）</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>⑮ 知見補充計画に基づく追加情報を収集し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告</td> </tr> <tr> <td>原子力安全 GM</td> <td>⑯ 追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施 ⑰ 追加措置の立案要件の整理、立案した追加措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>対策立案実施箇所 GM</td> <td>⑱ 追加措置の立案、実施</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当</td> <td>⑲ 追加情報を社長に報告する。 ⑳ リスク緩和措置の妥当性評価結果に応じて、追加措置を社長に提案</td> </tr> <tr> <td>社長</td> <td>㉑ 追加措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由^⑧により損なわれないことがないよう、安全を最優先にして追加措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減を追加措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5) 措置の完了確認</td> <td>対策立案実施箇所 GM</td> <td>㉒ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当</td> <td>㉓ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を社長及び原子力立地本部長に報告する。</td> </tr> <tr> <td>社長</td> <td>㉔ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を確認する。</td> </tr> <tr> <td>(6) 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>㉕ 顕在化した事象に係る情報を収集し、当該事象の地域性を考慮し、自組織のリスク管理担当に報告するか判断</td> </tr> </tbody> </table>	業務ステップ	責任者	役割	(1) リスク情報収集	知見収集箇所 GM ^②	① リスク情報を収集 ② 収集したリスク情報が「重要なリスク情報」に該当するかの判断	(2) リスク情報を速やかに報告	知見収集箇所 GM	③ 重要なリスク情報を速やかに自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告	原子力安全 GM	④ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認	リスク管理担当 ^④	⑤ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認 ⑥ 重要なリスク情報を速やかに社長及び原子力・立地本部長へ報告	社長 ^④	⑦ 即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集を指示	対策立案実施箇所 GM ^⑥	⑧ 即時実施事項の実施	(3) リスク緩和措置の実施	対策立案実施箇所 GM	⑨ リスク緩和措置の立案、実施	原子力安全 GM	⑩ リスク緩和措置の立案要件 ^⑦ の整理、立案した措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施	リスク管理担当 社長	⑪ リスク緩和措置を社長に提案 ⑫ リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。	(4) 追加措置の実施（知見補充計画）	知見収集箇所 GM	⑬ 知見補充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告	リスク管理担当	⑭ 知見補充計画を社長に提案	(4) 追加措置の実施（追加情報収集）	知見収集箇所 GM	⑮ 知見補充計画に基づく追加情報を収集し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告	原子力安全 GM	⑯ 追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施 ⑰ 追加措置の立案要件の整理、立案した追加措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施	対策立案実施箇所 GM	⑱ 追加措置の立案、実施	リスク管理担当	⑲ 追加情報を社長に報告する。 ⑳ リスク緩和措置の妥当性評価結果に応じて、追加措置を社長に提案	社長	㉑ 追加措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にして追加措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減を追加措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。	(5) 措置の完了確認	対策立案実施箇所 GM	㉒ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。	リスク管理担当	㉓ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を社長及び原子力立地本部長に報告する。	社長	㉔ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を確認する。	(6) 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応	知見収集箇所 GM	㉕ 顕在化した事象に係る情報を収集し、当該事象の地域性を考慮し、自組織のリスク管理担当に報告するか判断
業務ステップ	責任者	役割																																																			
(1) リスク情報収集	知見収集箇所 GM ^②	① リスク情報を収集 ② 収集したリスク情報が「重要なリスク情報」に該当するかの判断																																																			
(2) リスク情報を速やかに報告	知見収集箇所 GM	③ 重要なリスク情報を速やかに自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告																																																			
	原子力安全 GM	④ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認																																																			
	リスク管理担当 ^④	⑤ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認 ⑥ 重要なリスク情報を速やかに社長及び原子力・立地本部長へ報告																																																			
	社長 ^④	⑦ 即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集を指示																																																			
	対策立案実施箇所 GM ^⑥	⑧ 即時実施事項の実施																																																			
(3) リスク緩和措置の実施	対策立案実施箇所 GM	⑨ リスク緩和措置の立案、実施																																																			
	原子力安全 GM	⑩ リスク緩和措置の立案要件 ^⑦ の整理、立案した措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施																																																			
	リスク管理担当 社長	⑪ リスク緩和措置を社長に提案 ⑫ リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。																																																			
(4) 追加措置の実施（知見補充計画）	知見収集箇所 GM	⑬ 知見補充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告																																																			
	リスク管理担当	⑭ 知見補充計画を社長に提案																																																			
(4) 追加措置の実施（追加情報収集）	知見収集箇所 GM	⑮ 知見補充計画に基づく追加情報を収集し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告																																																			
	原子力安全 GM	⑯ 追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施 ⑰ 追加措置の立案要件の整理、立案した追加措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施																																																			
	対策立案実施箇所 GM	⑱ 追加措置の立案、実施																																																			
	リスク管理担当	⑲ 追加情報を社長に報告する。 ⑳ リスク緩和措置の妥当性評価結果に応じて、追加措置を社長に提案																																																			
	社長	㉑ 追加措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にして追加措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減を追加措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。																																																			
(5) 措置の完了確認	対策立案実施箇所 GM	㉒ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。																																																			
	リスク管理担当	㉓ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を社長及び原子力立地本部長に報告する。																																																			
	社長	㉔ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を確認する。																																																			
(6) 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応	知見収集箇所 GM	㉕ 顕在化した事象に係る情報を収集し、当該事象の地域性を考慮し、自組織のリスク管理担当に報告するか判断																																																			

社長の責任の整理

	<p>・社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定な段階も含む）を把握する。</p>	<p>①リスク情報収集</p> <p>・組織は保安活動の実施によって得られたリスク情報を収集</p>	<p>(1) リスク情報</p> <p>原子力安全に関わる科学的・技術的な情報を含むものであり、事象規模、発生頻度に係る情報を含むもの。リスク情報には、学協会規格等へ反映される前の研究段階における情報であり、「事象の発生頻度が不確実」、あるいは「事象規模や原子力安全への影響度が未確定」な要素を有する情報（以下、「不確実・未確定な段階の情報」という）も含む。リスク情報は以下等から収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学協会規格、審査ガイド ・学会論文、自社／電力共研、国内外機関研究 ・運転経験情報 <p>(2) 重要なリスク情報</p> <p>リスク情報のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済み燃料貯蔵プール内の燃料体又は使用済燃料の損傷等（以下、「炉心損傷等」という）に至る可能性が許容できない程度まで上昇している（以下、「原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがある」という）こと※1を推定可能※2な情報を含むもの。</p> <p>※1 既許認可に基づく設計若しくは運用、又は自主的安全性向上を目的とした設備の設計若しくは運用の前提となる条件を超える恐れがある場合。具体的には、プラント設計において設定した内の事象若しくは外的事象の発生規模、頻度、プラントへの影響モード、又は当該事象へ対処するための設備又は運用の信頼性が想定と異なる可能性がある場合。</p> <p>※2 情報を客観的に精査した結果、プラント設計又は運用の想定を超える可能性が否定できない場合。</p> <p>1 リスク情報収集</p> <p>基本事項</p> <p>本マニュアルでは、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づき収集したリスク情報のうち、「2 リスク情報を速やかに報告」以降の対応を必要と判断したリスク情報を取り扱う。</p> <p>本節では、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づき実施する活動のうち、「2 リスク情報を速やかに報告」の必要性を判断するまでの概要を記す。</p> <p>(1) 知見収集箇所 GM は、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に定めるリスク情報を随時収集する。</p> <p>(2) 知見収集箇所 GM は、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づき収集したリスク情報を随時確認し、「信頼性」、「緊急性」及び「原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるか」を判断し、以下の①又は②の対応を実施する。なお、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」に定めるリスク情報については、随時の確認に加えて、収集したリスク情報を定期的に確認する。</p> <p>① 重要なリスク情報に該当すると判断した場合</p>
--	-------------------------------------------	----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
			<p>本マニュアルの「2 リスク情報を速やかに報告」以降の対応を実施する。</p> <p>② 重要なリスク情報に該当しないと判断した場合 「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」, 「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づく措置を講ずる。ただし、知見収集箇所 GM は、個別事案の内容（立地地域への影響や社会的関心の大きさ程度等）に応じ、重要なリスク情報に該当しないことの根拠等についてまとめ、「2 リスク情報を速やかに報告」以降の対応を実施する。</p>
	<p>・社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定な段階も含む）を把握する。</p>	<p>②リスク情報を速やかに報告</p> <p>・組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報を社長へ速やかに報告</p>	<p>2 リスク情報を速やかに報告</p> <p>基本事項</p> <p>リスク情報の報告は、即時実施事項の実施要否及びリスク緩和措置の立案要否を決定するために必要な情報を整理した上で、速やかに実施する。詳細は以下のとおり。</p> <p>(1) 知見収集箇所 GM は、<u>重要なリスク情報に該当すると判断した根拠及びその情報の信頼性や炉心損傷等に至る可能性を適切に把握するにあたり不足している項目（以下、「知見拡充計画立案のための項目」という）を自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に速やかに報告する。</u>また、重要なリスク情報でないものの個別事案の内容（立地地域への影響や社会的関心の大きさ等）に応じて自組織のリスク管理担当に報告すべきと判断したリスク情報（以下、「その他リスク情報」という）について、報告すべき情報（重要なリスク情報に該当しないと判断した根拠、既存の対策等）を自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に速やかに報告する。なお、報告は、原則として「添付1：特徴整理シート」を活用して実施するが、速やかな報告を行うためやむを得ず「添付1：特徴整理シート」を用いず別の資料で報告する場合は、同等の内容が含まれることとし、当該資料を記録の対象とする。</p> <p>(2) リスク管理担当及び原子力安全 GM は、<u>重要なリスク情報に関する知見収集箇所 GM からの報告内容を確認し、重要なリスク情報に該当することの判断の妥当性を確認する。</u>また、報告すべき情報（事象の規模、発生頻度、プラントへの影響度）が不足している場合は、関係箇所を追加する等の必要な措置を行い、情報の収集や集約を実施することで、知見収集箇所 GM を支援する。</p> <p>(3) <u>リスク管理担当は、重要なリスク情報及び知見拡充計画立案のための項目を社長まで報告する^{※1}。</u>また、その他リスク情報に関しては、<u>重要なリスク情報に該当しないと判断した根拠や既存の対策等について社長まで報告する。</u>但し、<u>その他リスク情報を報告する過程^{※1}</u>において、<u>個別事案の内容を精査した結果、社長へ報告するに及ばないと判断した場合には、判断者が上位職にその理由を報告し、確認を得る。</u></p> <p>※1 リスク管理担当→リスク管理責任者（組織長）→総括リスク管理責任者（原子力・立地本部長）→社長</p> <p>(4) <u>社長は、即時実施すべき事項を決定し、指示をする。</u>また、<u>リスク緩和措置の立案要否及び情報の追加収集を指示する。</u></p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
			<p>(5) リスク管理担当は、重要なリスク情報及びその他リスク情報を社長まで報告した際の報告内容及び決定事項（即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集）を以下の関係者に共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事象顕在化時に影響を受ける事業所のリスク管理担当 ・ 対策立案実施箇所のリスク管理担当 ・ 原子力安全 GM ・ 知見収集箇所 GM <p>(6) 知見収集箇所 GM は、重要なリスク情報及びその他リスク情報について、社長まで報告した際の報告内容、決定事項及び報告日を「添付 1：特徴整理シート」に記録する。なお、その他リスク情報について、社長への報告を実施しなかった場合は、社長へ報告するに及ばないと判断した理由、判断者及び判断日を「添付 1：特徴整理シート」に記録し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に共有する。</p> <p>(7) 対策立案実施箇所 GM は、直ちに即時実施事項に着手し、知見収集箇所のリスク管理担当及び原子力安全 GM に進捗状況を報告する。</p> <p>(8) リスク管理担当は、即時実施事項の進捗状況を確認する。</p> <p>(9) リスク管理担当は、即時実施事項の完了を、社長に報告する。</p>
		<p>② リスク情報を速やかに報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社長はリスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示 	<p>2 リスク情報を速やかに報告 （4）参照</p>
<p>② その事象が発生することを回避するために対処すること</p>	<p>・ 重要なリスク（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。</p>	<p>③ リスク緩和措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先してリスク緩和措置を決定 	<p>3 リスク緩和措置の実施</p> <p>基本事項</p> <p>リスク緩和措置は、重要なリスク情報に対して、炉心損傷等に至る可能性を許容できる程度まで低減させるために、速やかに立案、決定し、実施する※2。</p> <p>※2 リスク緩和措置の完了期限は、合理的に達成可能な最短の期間で設定する。</p> <p>(1) 原子力安全 GM は、知見収集箇所 GM から報告された情報を踏まえ、対策立案要件及び対策立案実施箇所 GM を整理し、「添付 2：RIDM オプションシート」に反映する。</p> <p>(2) 対策立案実施箇所 GM は、対策立案要件に基づき具体的なリスク緩和措置を検討し、「添付 2：RIDM オプションシート」に反映する。</p> <p>(3) 原子力安全 GM は、対策立案実施箇所 GM が立案したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施し、リスク管理担当に報告する。</p> <p>(4) リスク管理担当は、RIDM 原則への適合状況を踏まえ、リスク緩和措置及びその実施計画を社長に提案する。</p> <p>(5) 社長は、リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定する。また、プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラントの停止を決定する。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
			<p>(6) リスク管理担当は、社長への提案内容及び決定事項を以下の関係者に共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事象顕在化時に影響を受ける事業所のリスク管理担当 ・ 対策立案実施箇所のリスク管理担当 ・ 原子力安全 GM ・ 知見収集箇所 GM <p>(7) 原子力安全 GM は、社長への提案内容、決定事項及び報告日を記録する。</p> <p>(8) 対策立案実施箇所 GM は、速やかにリスク緩和措置に着手し、知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に進捗状況を報告する。</p> <p>(9) リスク管理担当は、リスク緩和措置の進捗状況を確認する。</p> <p>(10) リスク管理担当は、リスク緩和措置の完了を社長に報告する。</p>
		③リスク緩和措置の実施 ・ 組織はリスク緩和措置を実施	3 リスク緩和措置の実施 （8）参照
	・ 重要なリスク（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。	④追加措置の実施 ・ 組織はリスク情報を追加収集	<p>4 追加措置の実施</p> <p>(1) 知見収集箇所 GM は、重要なリスク情報について、知見拡充計画立案のための項目を踏まえて、知見拡充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。</p> <p>(2) リスク管理担当は、知見拡充計画を社長に提案し、決定事項を知見収集箇所 GM 及び原子力安全 GM に共有する。</p> <p>(3) 知見収集箇所 GM は、社長へ提案した際の内容、決定事項及び報告日を「添付 1：特徴整理シート」に記録し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に共有する。</p> <p>(4) 知見収集箇所 GM は、知見拡充計画に則り追加情報を収集し、追加情報を「添付 1：特徴整理シート」に整理し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に進捗状況を報告する。</p> <p>(5) リスク管理担当は、追加情報収集の進捗状況を確認する。</p> <p>(6) 原子力安全 GM は、追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施し、リスク管理担当に報告する。</p> <p>(7) リスク管理担当は、追加情報及び追加情報に基づき決定したリスク緩和措置の妥当性確認結果を確認し、以下のいずれに移行するか判断する。</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 追加措置の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">移行条件：決定したリスク緩和措置ではリスクが許容可能なレベルまで低減できていないことが明確になった場合。</p> <p style="margin-left: 20px;">対応事項：追加措置を実施する。（3. リスク緩和措置の「リスク緩和措置」を「追加措置」と読み替えて同様の対応を実施）</p> <p style="margin-left: 20px;">知見拡充計画に基づく追加情報を継続的に収集する。</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 追加措置の実施不要</p> <p style="margin-left: 20px;">移行条件：決定したリスク緩和措置でリスクが許容可能なレベルまで低減できていることが明確になった場合。</p> <p style="margin-left: 20px;">対応事項：知見拡充計画に基づく追加情報を継続的に収集する。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載															
	・重要なリスク（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。	④追加措置の実施 ・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先して追加措置を決定	3 リスク緩和措置の実施（5）参照 4 追加措置の実施（7）参照															
		④追加措置の実施 ・組織は追加措置を実施	3 リスク緩和措置の実施（8）参照 4 追加措置の実施（7）参照															
	・当該リスク情報に対して必要な処置が完了したことの報告を受ける。	⑤措置の完了確認 ・社長はリスク緩和措置、追加措置の完了を確認	3 リスク緩和措置の実施（10）参照 4 追加措置の実施（7）参照															
（上記を保管）	・重要なリスク情報に対する報告、判断の記録を保管する。	第120条 記録を適正に作成し、保存する。	2 記録の管理 本マニュアルに定める活動における記録の種類及びその保管責任者と保管期間は、下表のとおり。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記録の種類</th> <th style="width: 30%;">保管責任者</th> <th style="width: 40%;">保管期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特徴整理シート※1</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>重要なリスク情報への対策※2の提案に用いた資料</td> <td>原子力安全 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>重要なリスク情報への対策※2の決定事項、提案日を記載した記録</td> <td>原子力安全 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>重要なリスク情報への対策※2の完了報告、完了日を記載した記録</td> <td>原子力安全 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1 社長への報告内容、決定事項及び報告日を記載 ※2 即時実施事項、リスク緩和措置及び追加措置のこと</p>	記録の種類	保管責任者	保管期間	特徴整理シート※1	知見収集箇所 GM	原子炉を廃止するまでの期間	重要なリスク情報への対策※2の提案に用いた資料	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間	重要なリスク情報への対策※2の決定事項、提案日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間	重要なリスク情報への対策※2の完了報告、完了日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間
記録の種類	保管責任者	保管期間																
特徴整理シート※1	知見収集箇所 GM	原子炉を廃止するまでの期間																
重要なリスク情報への対策※2の提案に用いた資料	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間																
重要なリスク情報への対策※2の決定事項、提案日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間																
重要なリスク情報への対策※2の完了報告、完了日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間																